

公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会  
事業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会(以下「協会」という。)定款第4条に定める、協会の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(余暇活動に関する事業)

第2条 会員及び家族の余暇活動に資するため、次の事業を行う。

(1) スポーツ文化事業

会員及びその家族との親睦交流や健康増進を支援するため、各種スポーツ大会やレクリエーション企画等を実施する。

(2) 宿泊利用補助事業

会員及びその家族との充実した時間の確保や余暇活動を支援するため、旅行補助等を実施する。

(3) 借上保養施設事業

会員及びその家族との充実した時間の確保や余暇活動を支援するため、保養施設等を借上げ、低廉な価格で会員に提供する。

(健康管理に関する事業)

第3条 会員及び家族の健康管理に資するため、次の事業を行う。

(1) 会員の定期健康診断受診料の一部を助成する。

(2) 会員及び家族の健康維持増進を支援するため、スポーツクラブの利用を助成する。

(研修に関する事業)

第4条 会員及び家族の研修に資するため、次の事業を行う。

(1) 会員及び家族の生涯学習や自己啓発を促進するため、講座等の受講料の一部を助成する

(2) 会員及び家族の文化教養の向上や学習活動を支援するため、カルチャースクールの受講料の一部を助成する

(福利厚生事業に関する情報提供事業)

第5条 会員及び家族の福利厚生に関する情報を提供するため、次の事業を行う。

(1) ガイドブックの発行及び送付

(2) 協会パンフレットの製作及び配布

(3) 情報誌の発行及び送付

(4) ホームページの運営

(公益目的事業の推進に資する事業)

第6条 第2条から第5条までの公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の給付金に関する事業（以下「給付事業」という。）
- (2) 中小企業に働く勤労者の福祉の向上と中小企業の振興及び協会の安定した経営基盤を構築するため、未加入事業所の加入促進に関する事業

（給付事業の範囲と実施方法）

第7条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したときは、当該会員に対し、現金又は物品による給付を行うものとする。

2 別表1の給付事業は、協会が独自に実施するものとする。

3 別表2の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17：略称「全労済協会」）を引受団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、会員が保険契約の被保険者となるものとする。

4 別表2の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

（給付金の請求）

第7条の2 給付を受けようとする者は、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添付して請求しなければならない。

2 別表1の給付事業に係る給付の請求は、給付事由の発生した日の翌日から1年以内に行わなければならない。

3 別表2の給付事業に係る給付の請求は、給付事由の発生した日の翌日から3年以内に行わなければならない。

（事業の受益制限）

第8条 理事長は、会員が会費を滞納している場合には、会費を完納するまでの間、事業の受益を制限することができる。

（改正）

第9条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

（補足）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年6月1日から施行する。（災害見舞金の改正）

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

項 目	条 件	金 額	備 考
20歳祝金		5,000円	会員が満20歳に達したとき
結 婚 祝 金	初 婚	20,000円	会員が結婚したとき
	再 婚	10,000円	
出 産 祝 金		10,000円	会員又は配偶者が子女を出産したとき
入 学 祝 金		10,000円	会員の子が小・中学校に入学するとき
義務教育修了祝金		5,000円	会員の子が義務教育を修了したとき
結 婚 記 念 品	銀 婚	10,000円 <small>円相当の品</small>	会員が結婚して満25年及び満50年に達したとき
	金 婚	20,000円 <small>円相当の品</small>	
永年会員ほう賞 記 念 品	会員年数満10年	11,000円 <small>円相当の品</small>	会員がそれぞれの年数に達したとき
	〃 20年	14,000円 <small>〃</small>	
	〃 30年	25,000円 <small>〃</small>	
傷 病 見 舞 金	30～90日未満	10,000円	会員が傷病により欠勤したとき (1年1回限り)
	90日以上	20,000円	
死 亡 弔 慰 金	会 員	50,000円	会員又は配偶者若しくは1親等の血族が死亡したとき
	配 偶 者	30,000円	
	1親等の血族	10,000円	

別表 2

給 付 事 由			金額 (円)	
住 宅 災 害 見 舞 金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	100,000
			30%以上 50%未満	70,000
			20%以上 30%未満	50,000
			20%未満	20,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	30,000
			20%以上 70%未満	15,000
			20%未満	3,000
	会員の居住する建物の床上浸水		6,000	

\*住宅災害により同居親族が死亡した場合、別途、10,000円支給